

「高知県事業継続計画（BCP）策定推進プロジェクト」協定書

高知商工会議所（以下「甲」という。）、TKC四国会高知支部（以下「乙」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下「丙」という。）、日新火災海上保険株式会社（以下「丁」という。）及び高知県（以下「戊」という。）は、事業継続計画（BCP）の策定推進に向けた取り組みを協働で進めることについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」の実効性を高めるために戊が策定した「高知県南海地震対策行動計画」の具体的な取り組みの一つである「事業者における事業継続計画（BCP）の作成の促進」を協働で進めることにより、南海地震の発生時に、県内事業者の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、早期復旧を可能とすることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協働事業の内容）

第2条 協働で行う事業は、県内事業者に対して事業継続計画（BCP）の策定を勧奨し支援するものとし、具体的な内容及び実施方法は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、別途取り決める。

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、協働事業の実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩しない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成22年6月2日から平成23年3月31日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲、乙、丙、丁及び戊いずれからも特段の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後もまた同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、当事者間の協議により、本協定を解除することができる。

（疑義等の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書 5 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 6 月 2 日

甲 高知市本町 1 丁目 6 番 2 4 号

高知商工会議所

会頭



乙 高知市駅前町 5 丁目 5 番

T K C 四国会高知支部

支部長



丙 広島市中区八丁堀 3 丁目 3 3 番

東京海上日動火災保険株式会社

常務執行役員



丁 大阪市北区曽根崎新地 2 丁目 2 番 1 6 号

日新火災海上保険株式会社

代表取締役 副社長執行役員



戊 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

高知県知事

